

お手続きでお困りのときには

指定代理請求人による請求

- つぎのケースのような契約者ご本人さまが請求できない事情がある場合に、あらかじめ指定された「指定代理請求人」によるご請求の制度があります。

ケース①

契約者が「がん」の進行により昏睡・寝たきりの状態となり、ご自身で請求の意思表示ができない

ケース②

治療上の都合で、契約者ご本人が「がん」の病名や余命の告知をされずに、家族のみが知っているため、ご自身で請求の意思表示ができない

指定代理請求人をあらかじめ指定している場合

あらかじめ指定いただいた指定代理請求人の方が、契約者ご本人さまに代わって、ご請求いただけます。

※必要書類が異なるため、ご請求時は必ず事前にカスタマーセンターにご相談ください。

Linkx pink

リンククロス

(無解約返戻金型女性用がん診断保険)
給付金お手続きガイド



ご不明な点はお問い合わせください

カスタマーセンター

お問い合わせは契約者ご本人様からお願いします

0120-566-203

受付時間

**月曜日～金曜日
9:00～17:00**

(土曜日、日曜日、祝日および
12月31日～1月3日は
除きます)

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

給付金のご請求からお支払いまでの流れ

ステップ

1 必要書類のご提出



- 必要な書類をお取り揃えいただき、当社あてにご提出ください。
- 「診断書」の発行や、公的書類の交付等にかかる費用はお客さまのご負担となります。

必要な書類

必ずご提出ください	保険金・給付金等請求書	●契約者ご本人さまがご記入ください。
	同意書	●契約者ご本人さまがご記入ください。
	診断書 (入院・手術・通院等証明書)	●当社所定の診断書をご提出ください。 診断書の記入を医療機関にご依頼ください。 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; margin-top: 5px;">他の生命保険会社の診断書をお持ちの方は、診断書原本またはコピーをご提出ください。*</div>
	受取人(請求権者)の本人確認書類	●保険証券(原本)・免許証・戸籍謄本・住民票・マイナンバーカード(表面のみ)・資格確認書等(コピー可)をご提出ください。 ※資格確認書等を提出される場合は、被保険者記号・番号を読めないように塗りつぶしたうえでご提出ください。

※ご提出いただいた診断書の記載内容だけではお支払いの判断ができない場合は、あらかじめ当社所定の診断書(入院・手術・通院等証明書)のご提出をお願いする場合があります。

ステップ

2 ひまわり生命で書類を確認



- ご提出いただいた書類の内容を確認し、お支払内容を決定します。
- ご提出いただいた書類の内容によっては、当社より直接医療機関等へ確認させていただく場合もございます。

治療経緯などの事実確認について

お客さまからご提出いただいた診断書では情報が足りず、治療経緯、内容等をお客さまや医療機関等へ、面談・文書により確認させていただくことを「事実確認」といいます。

事実確認の一般的な流れ

①お客さまとの面談

- *当社が委託する確認会社の担当者が訪問し、治療を受けられた経緯やこれまでの病気、ケガ等について質問させていただきます。
- *面談の際には「同意書(承諾書)」のご記入をお願いしています。(医療機関等への確認に同意いただいたことの証明として医療機関等へ提出します。)

②医療機関への照会と回答

診断書の記載内容や治療内容などについて、医療機関等に面談、文書等により照会いたします。医療機関等からの回答には多くの場合、1か月程度の日数がかかります。さらに日数がかかる場合は当社の担当者からご連絡いたします。

③お支払い可否・金額等の確定

お客さまや医療機関等への確認の結果を受けて、お支払内容を決定いたします。

ステップ

3 お支払い



- 書類の内容等について確認が不要な場合は、書類が当社に到着した日の翌日から原則として**5営業日以内にお支払いします。**(医療機関等への確認を必要とする場合は60日以内にお支払いします。)
- 約款の内容にしたがい、ご指定の口座へ給付金をお支払いします。
 - ・お支払い決定後に当社から**お支払い内容の明細**をお送りしますので、ご確認ください。
- ご契約の内容により給付金をお支払いできない場合もございます。
 - ・当社所定の診断書原本をご提出いただいたにもかかわらず、お支払いの対象となるものがまったくなかった場合、診断書代金をお支払いします。

お受け取りいただける事例といただけない事例

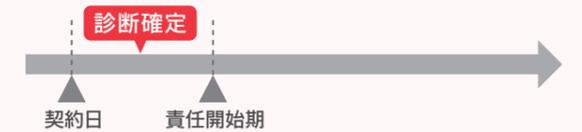
責任開始期前に診断確定された場合

責任開始期より後に「乳がん」と診断確定された場合



○ お受け取りいただけます

責任開始期より前に「乳がん」と診断確定された場合

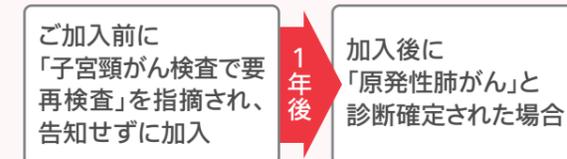


✕ お受け取りいただけません

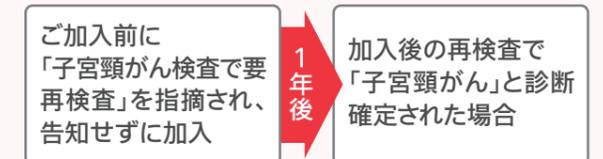
責任開始日以後にがんと医師により診断確定された場合にお支払いします。

※責任開始日より前にがんと医師により診断確定されていた場合については、ご契約者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となり、給付金はお支払いできません。

正しい告知をしなかった場合



○ お受け取りいただけます



✕ お受け取りいただけません

ご契約の際は、その時の被保険者の健康状態を正確に告知いただく必要があります。

故意または重大な過失によって事実を告知しなかった場合や、事実と異なる内容を告知した場合は、ご契約は解除となり、給付金等はお支払いすることができません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因となった傷病との間に全く因果関係が認められない場合は、給付金等をお支払いします。